

NEWS LETTER

三重大学教職員組合 No.526

2005年4月5日
Tel. 059-231-4447
(内線 2169)
KYF03351@nifty.ne.jp

No.526 《目次》

- ・中央新執行委員あいさつ 1
- ・2005年度 定期大会報告 2
- ・人事院、国家公務委員の給与構造見直しの内容について 3
- ・関連事業案内および報告(無料法律相談・ろうきん) 4

2005年度 中央執行委員あいさつ

松岡 守・執行委員長

ほんの暫く前には思いも寄らなかったことなのですが、気が付いたら執行委員長の大役を仰せつかったという状況です。頼りなくて申し訳ありません。

国立大学法人となって組合の重要性が増しています。皆様からアイデアを頂戴しながら、組合をより魅力的なものとし、組織率を高めてより確かな活動のできる基盤作りをし、組合員一人一人のための活動に少しでも貢献できたらと考えております。よろしくお願い申し上げます。

前田 浩二・副執行委員長

今年度、副執行委員長としてお世話になります工学部の前田浩二です。大学混迷の最中、組合の存在意義がますます問われる時期に皆様方の御期待に添うことができるのか大きな不安もありますが、今年1年、私なりに精一杯出来る限りのことはしたいと思います。組合員の皆様にはお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

徳田 博美・書記長

三重大学教職員組合の書記長を、引き続き務めさせていただきます生物資源学部の徳田博美です。昨年度は単一組織化を図り、法人化に対応した組織体制の整備を進めてきました。今年度は名実ともに労働組合に相応しい活動内容の整備を図ることが課題と考えています。今年度で組合役員も3年目に突入し、そろそろ倦怠期を迎えていますが、最後の力を振り絞ってこの1年を乗り切りたいと思います。どうかご協力お願いします。

川端 康・書記次長

書記次長を仰せつかりました教育学部の川端康です。

三重大学に赴任して2年目で、大学の組合について何もわかっていません。これから勉強をしつつ、仕事をこなしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

深井 英喜・執行委員

大学全体が大きく改変した直後の執行委員会のひとりとなり、その責任の重大性を感じています。何よりも新しい体制の下での交渉ルートをしっかりと確保することが重要と考えています。といっても赴任して今年度2年目で、右も左も分かっていないのが実際だろうと思います。自分の出来ることをしっかりとやらせて頂きます。

2005 年度 定期大会報告

1 . 教職員組合の単組化

1月27日に2005年度定期大会が開催されました。国立大学の独立行政法人化にともなって、私たちは労働組合法の下へと移行することになりました。これを受けて私たちは、労働組合法の要件を満たすべく規約の改正等を進めてきました。また、労働組合としての組織拡充と交渉力の強化をはかるために、学部ごとの労働組合の連合会というこれまでの組織形態から、大学全体を組織する単一組織への再編に取り組んできました。これら2つの改変は、昨年6月と12月に開催された2回の臨時大会での規約改正等によって準備されてきました。その後の各学部組合の大会を経て、今回の定期大会で正式に私たちは単一組織となりました。これまでの「三重大学教職員組合連合会」は、「三重大学教職員組合」へと改称され、人文・教育・工・生物資源では支部を、そして事務局と附属病院には支部準備会を構成しました。

定期大会での議論において、2つの要望が出されました。1つは、昨年12月に採択された新規約を、できるだけ早くに組合員に配布するようにとの要望です。これについては、すでに電子メールを用いて、新規約を組合員に送信しました。2点目は、労働組合法のもとでの労働組合としての準備が整ったことを受けて、速やかに労働委員会への届け出を行うようにとの要望です。大会終了後調査検討したところ、労働委員会への届けが必要となるのは、労働組合が法人登録を行う場合、不当労働行為の救済を申し立てる場合、そして労働委員会の労働者委員に候補者を立てる場合であり、当面私たちはこれらに該当しないため、労働委員会への届け出を急ぐ必要はないと判断し、執行委員会で現時点での届け出は行わないことに決定しました。

2 . 2005 年度活動方針

05年度の活動方針では、5点を活動課題として挙げました。主要な課題3つを再掲します。詳しくは大会決議をご覧ください。

交渉ルールの確立と団体交渉の実施...労働組合法のもとでの労働組合では、団体交渉を通じての交渉が基本です。団体交渉を積極的に実施することによって、新たな労使関係のルールを確立する必要があります。現在、労働協約の締結と団体交渉の実施に向けて、準備を進めています。

積極的な学内外の情報収集とその発信...独法化の動きのなかで学内に十分な情報が無かったという問題点を踏まえて、文部科学省や他大学の情報を積極的に収集し、それを学内に発信していく体制を整えていきます。

病院および事務職での要求の組織化と組織体制の拡充整備...現在私たちは、病院と事務職での組織が脆弱であるという問題を抱えています。この2つの職場領域に重点をおいて、組織の拡充を進めていきます。

3 . 新役員選挙の選出

新規約第26条にもとづき、新役員の信任投票が2月4日～25日の期間に行われました。投票結果、全員が信任されました。総投票数(有効投票)は226票で、候補者全員が226票の信任票を得ました。

役職	氏名(所属)
執行委員	松岡守(教)・前田浩二(工)・徳田博美(生)・川端康(教)・深井英喜(人)
監事	西川洋(人)・山田二久次(生)

人事院による国家公務員の給与構造見直しの内容

新聞報道でもご存知と思いますが、人事院は今年の人事院勧告で基本給の5%の引き下げと新たな地域給の創設をはじめとする国家公務員の給与構造の見直しを勧告に盛り込もうとしています。国立大学法人化したことで、私たちの賃金は人事院勧告に直接規定されませんが、無関係ではありえません。給与構造見直しの内容は、基本給の引き下げだけではありません。他の点でも問題を含む見直しがなされようとしています。ここでは、現在示されている見直しの内容を簡単に紹介します。(より詳しい問題点の解説は、国家公務員の労働組合である国公労連のHPをご覧ください。)

1. 基本給の引き下げと地域給の創設

地域別の官民給与格差が最大の北海道・東北で公務が民間を約5%上回っていることを根拠に、全国一律に基本給を5%引き下げるとしています。その代わりに官民格差の小さい地域には新たに地域手当を新設するとされています。地域手当は、最大の東京都区内では18%となります。東海地域の官民格差は2%ほどですので、三重県でもある程度の地域手当の支給は予想されます。しかし、現行の賃金からの引き下げは避けられません。また地域手当で給与月額を引き下げは抑制されたとしても、現行の規程では退職金は基本給の5%の引き下げがそのまま影響することになります。

2. 転勤手当の新設

昨年度から調整手当の異動保障が縮小されましたが、それに代わって転勤手当の新設が検討されています。転勤手当とは、「転居を伴う転勤を行った職員に対し、最大3年間で限度に、3～6%程度」を支給するものです。もし三重大学で転勤手当が新設されると、主にその恩恵に浴するの、数年ごとに大学などの間を異動している課長級以上の事務系の幹部職員になります。

3. 昇級カーブのフラット化

官民格差は中高年層で公務が民間を上回っているという理由から、行(1)職4級以上の高位号俸で基本給の引き下げ率を大きくする(7%程度)としています。ここでも注意する必要があるのは、引き下げ率が大きくされるのは高位号俸者であり、幹部職員で昇格が早く、高い級で低い号俸にいれば、引き下げ率は高くないということです。さらに枠外昇級の制度がなくなるので、枠外にいる者は、その級の最高号俸にまで引き下げられることになります。

4. 号俸の細分化と査定昇級

給与表の号俸の細分化も言われています。これまでの1号俸を4分割し、号俸間の金額差を小さくします。その上で1回の昇級で複数号俸昇級するようにし、勤務評価によって上がる号俸数に格差が付けられます。つまり、通常であれば1回で4号俸(現行の1号俸分)上がり、勤務が優秀であると、大きい場合には8号俸以上昇級し、評価が低い場合には2～3号俸の昇級に留められます。さらに勤勉手当についても勤務評価による支給格差が拡大されます。

以上主な見直し点を紹介しましたが、全体として中央(東京)優遇、幹部職員優遇ということが特徴と言えます。

無料法律相談のお知らせ

1991年2月に三重合同法律事務所の4人の弁護士と法律顧問契約を結んで、14年目に入りました。「困ったときの窓口」として、組合員の皆さんに気軽にご利用いただけてきました。近年は法人化への対応として、単一労働組合化に向けての規約等の改正など、当教職員組合もいろいろと相談に対応いただけていますが、宣伝活動が不足しているので、ここでご案内します。

利用できるのは、組合員とその家族です。

相談内容は職場の問題に限りません。組合員個人や家庭の問題等もOKです。

相談は随時受け付けています。

利用を希望される方は氏名を教職員組合へご連絡下さい。こちらから事前に法律事務所へ利用者名をご連絡します。その後、利用者が法律事務所に直接連絡を取り、相談日を決めていただき、法律事務所へお出かけ下さい。

相談時間と費用は1件約30分、1回目は無料です。

本格的な法的手続きに入る場合は有料になります。(電話直通 059-231-4447)

三重合同法律事務所の連絡先は、以下のとおりです。

津市丸の内33番26号(津中央郵便局南側のビルの2階) 電話 059-226-0451

労金との「個人情報取扱いに関する覚書」について

個人情報保護法の施行にともなって、東海労金では別添のパンフレットのような個人情報の取扱いを行うこととなります。その中で労働組合と労働組合など(会員団体)の構成員たる資格に関する情報、取扱労働金庫に関する情報、労働組合など(会員団体)を介した取引に必要な情報の3種の個人情報を共有されています。三重大学教職員組合でも、このことについて東海労金と覚書を交わしました。ただ、労働組合など(会員団体)を介した取引に必要な情報については、労働組合がローンの返済などの給与天引きを代行するような取引を指して、現在三重大学教職員組合ではその種の取引は行っていないので、パンフレットに示されている貸金控除額、口座番号などの情報は当面共有しないこととなります。

なお、三重大学教職員組合としては、それ以外の組合員の個人情報についても、これまで以上に厳格に扱っていくこととしています(今月後半に全大教で個人情報の取扱いに関する対策会議が開催されます。その会議を受けて具体的な対応方針は決めていきます)。

三重大学教職員組合・行動日誌(2005年1月～3月)

月 日

- 1. 22 全大教・単組代表者会議(徳田書記長)
- 27 2005年度定期大会
- 2. 4 2005年度中央執行委員会役員信任投票の実施(～2.25)
- 14 第1回中央執行委員会
- 25 法人移行後の教職員職場実態調査(全大教アンケート)を実施(～3.22)
- 3. 4 第2回中央執行委員会
- 10 東海労金・個人情報保護法学習会(太田)
- 19 全大教・単組代表者会議(徳田書記長)
- 20 全大教・第35回臨時大会(徳田書記長)
- 24 第3回中央執行委員会